

全ト協発第657号(輸)
平成31年3月13日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克



商法の改正に伴う標準貨物自動車運送約款等の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の商法改正（平成31年4月1日 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行）に伴い、標準貨物自動車運送約款等について所要の改正が行われ、本年3月8日付で交付、同4月1日より施行されます。

今回の商法改正を反映させた新標準運送約款を使用する場合は、主たる事務所その他の営業所に新標準約款の掲示が必要となります。また、平成29年11月4日改正の趣旨を含まない約款を使用している事業者については、新標準約款を使用するには運賃料金の変更届出が必要となります。一方、独自の約款を使用している場合は、商法改正の趣旨を踏まえ運送約款の変更の認可を3月31日までに受けなければなりません。（添付資料1）

つきましては、貴協会におかれましても、傘下の会員事業者に対する周知方をお願い申し上げます。

なお、今回の改正は、商法の改正にあわせた文言の修正や項目の追加がされております。詳細は添付資料2及び3でご確認下さい。また、新標準運送約款の全文は全ト協 HP または国交省 HP からダウンロードできます。

敬具

【添付資料】

- 1 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者に行っていただくこと
- 2 標準貨物自動車運送約款等の改正概要
- 3 平成31年3月8日付 官報（新旧対照表）

○本件に関するお問い合わせ先

（公社）全日本トラック協会 輸送事業部 金子 桜井
TEL 03-3354-1038 (D-in)

○商法改正を反映させた標準運送約款を使用する場合は、新標準約款の掲示が必要です。

商法改正に伴う標準約款改正後

新標準約款を使用する

必要な作業

- ①改正告示後の新標準約款を主たる事務所その他営業所に掲示する
- ②運賃及び料金の変更届出を行う(必要な者のみ※1)

※1 H29.11.4改正の趣旨を含まない約款を使用している事業者については、改正後の標準約款を使用するには、運賃料金の変更届出が必要となります。

(その他:独自の約款を使用している場合)

○商法改正の趣旨を踏まえ、運送約款の変更の認可を3月31日までに受けなければなりません。その場合の手続きとしては、①認可申請、②認可後の約款の掲示が必要です。

※新標準約款:商法改正を反映させた標準貨物自動車運送約款等

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1. 改正概要

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 29 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条第 3 項に基づき国土交通大臣が公示している標準運送約款のうち、以下の約款について、商法（明治 32 年法律第 48 号）の改正に伴う所要の改正を行う。

- ・標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 575 号。以下「標準運送約款」）
- ・標準宅配便運送約款（平成 2 年運輸省告示第 576 号。以下「宅配便約款」）
- ・標準引越運送約款（平成 2 年運輸省告示第 577 号。以下「引越約款」）
- ・標準貨物軽自動車運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 171 号。以下「軽運送約款」）
- ・標準貨物軽自動車引越運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 172 号。以下「軽引越約款」）

2. 改正内容

（1）電磁的方法による送り状の提供（改正商法第 571 条関係）

荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨新たに規定されたことを踏まえ、同旨の規定を追加することとする。

〔関係条項〕標準運送約款第 8 条、宅配便約款第 3 条

（2）危険物に関する通知義務（改正商法第 572 条関係）

荷送人は、運送品が危険物であるときは、その引渡しの前に、運送人に対して、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないことが新たに規定されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 15 条

（3）運送賃の請求権（改正商法第 573 条関係）

運送品が不可抗力によって滅失したときに加え、運送品が不可抗力によって損傷したときについても、運送人は運送賃を請求できないこととされたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 35 条

（4）運送人の損害賠償責任（改正商法第 575 条関係）

損害賠償責任の内容及び立証責任に関する規定が明確化されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 39 条、宅配便約款第 21 条、引越約款第 22 条

（5）損害賠償の額（改正商法第 576 条関係）

運送品が滅失又は損傷した場合の損害賠償の額については、引渡しができるべき地及び時における運送品の価格によって定めることとされたことを踏まえ、損害賠償額の算定に係る規定について所要の改正を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 47 条

(6) 高価品に関する特則の適用除外 (改正商法第 577 条関係)

運送委託時に通知のなかった高価品の滅失等に関して運送人が免責される旨の規定について、①運送契約の締結の当時、運送人が運送品を高価品であると知っていた場合、②運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失、損傷又は延着が生じた場合、には適用されない旨条文上明確化されたことを踏まえ、同旨の規定を追加することとする。

〔関係条項〕標準運送約款第 45 条

(7) 運送品の供託・競売等 (改正商法第 582・583 条関係)

運送品を競売する場合の手続について、損傷等による価格の低落のおそれがある運送品については、運送品の処分につき指図すべき旨の催告なく競売に付することができる旨規定されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

また、貨物の寄託・供託・競売・任意売却を行った際の通知先について、商法の規定にならば、荷受人を確知することができない場合は「荷送人」、荷受人が受取を拒む場合等は「荷送人及び荷受人」に通知すべき旨明確化を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 23 条～第 26 条

(8) 荷受人の権利の行使による荷送人の権利の喪失 (改正商法第 581 条関係)

貨物が到達地に到着し、又は貨物の全部が滅失した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人はその権利を行使することができないこととされたことを踏まえ、貨物の処分権に係る規定について、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 27 条、宅配便約款第 15 条、引越約款第 13 条

(9) 裁判上の請求がない場合の責任の消滅 (改正商法第 585 条関係)

運送人の責任の消滅時効に関する規定について、①運送品の受取の日から 1 年以内に裁判上の請求をしなければ運送人の責任は消滅し (除斥期間)、②この期間は、損害発生後に限り合意により延長することができることと改められたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕標準運送約款第 49 条、宅配便約款第 27 条、引越約款第 27 条

(10) 貨物引換証 (現行商法第 571～575 条、第 584 条)

貨物引換証に関する規定が削除されたことを踏まえ、関連規定を改正又は削除することとする。

〔関係条項〕標準運送約款第 13 条、第 21 条

(11) その他所要の改正 (表現の適正化等)

3. スケジュール

施行：平成 31 年 4 月 1 日